

新型コロナウイルス感染症流行に伴う緊急経済対策情報について

先生方の新型コロナウイルス感染症に対する奮闘と国民の健康のためのご献身に敬意を表します。さて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、各省庁等から事業者向けの支援策についてまとめましたので、ご参考にしていただければ幸いです。（※2020年4月17日17時時点の情報です。今後変更になる場合があります）

※各制度の詳細については、必ず各団体の公式ホームページ等でご確認をお願いします

● 持続化給付金 （経済産業省）

※本制度は現時点では受付開始前です。令和2年度補正予算成立後に申請受付が始まります。

本制度は、感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。**本給付については、返済不要です。**

【対象者】

- ①（資本金10億円以上の大企業以外を除く）中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、医療法人や社会福祉法人など会社以外の法人も含む
⇒原則として給与所得者以外は給付対象に入ります
- ②（前年度同月比）売上げが50%以上減少
※2020年1月～12月の間で1ヵ月でも2019年同月比▲50%の月があれば申請可能。

【給付額】

前年の総売上げ（事業収入）－（前年同月比▲50%以上の売上げ×12ヵ月）を上限とし、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内。

【相談窓口】

中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183

※詳細については、経済産業省のホームページ（<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>）、中小企業庁のお知らせ（<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>）をご覧ください。

● 雇用調整助成金の特別措置 （厚生労働省）

※下線部は緊急対応期間（2020年4月1日～2020年6月30日）の特例措置です。

※雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）（<https://www.mhlw.go.jp/content/000622441.pdf>）

※手続きの簡素化について（<https://www.mhlw.go.jp/content/000621646.pdf>）

【対象者】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主
- ②生産指数（売上高等）が1ヵ月5%以上低下 など

【用途・対象物】

休業手当・賃金等（労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部の助成）

【助成率】

大企業の場合 2/3、中小企業の場合 4/5⇒解雇を行わない場合は大企業の場合 3/4、中小企業の場合 9/10

【問い合わせ先】

最寄りの都道府県労働局または公共職業安定所
（三重労働局 職業対策課助成金センター：059-213-9870）

※詳細については、厚生労働省のホームページ

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html）
をご覧ください。

● 小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援（厚生労働省）

従業員等が子どもの休校措置で学校が休校となった子どもの面倒を見るため、休暇を取得することが必要になった場合等の補助金です。

【対象者】

下記の①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)休暇を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※8,330円/日額が上限

【適用日】

令和2年2月27日～6月30日の間に取得した休暇

【申請期間】

令和2年9月30日まで

【問い合わせ先】

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター：0120-60-3999

※詳細については、厚生労働省のホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)
をご覧ください。

● 新型コロナウイルス感染症特別貸付（無利子無担保融資・特別利子補給制度）（日本政策金融公庫）

※下記は国民生活事業者向けです。中小企業向けは別途要件があります。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の①または②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

- ①最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
- ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が次の(1)～(3)のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高、
 - (2) 令和元年12月の売上高、
 - (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

【資金用途】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金

【融資限度額】

国民生活事業（小規模事業者）は6000万円

【貸付期間】

運転資金は15年以内、設備資金は20年以内(それぞれ据置期間は5年)

【金利】

基準利子。ただし、特別利子補給制度を併用することで実質無利子となる。

【担保】

無担保。

【問い合わせ先】

平日：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

休日：国民生活事業 0120-112-476 / 中小企業事業 0120-327-790

特別利子補給制度 中小企業金融相談窓口：03-3501-1544

※詳細については、日本政策金融公庫のホームページ

(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html) をご覧ください。

● 福祉貸付事業／医療貸付事業（独立行政法人福祉医療機構）

新型コロナウイルス感染症によって事業停止などになった医療関係施設に対し、優遇融資を実施されています。長期運転資金の貸付利率の引き下げ実施のほか、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。

【融資を利用できる具体例】

- ・施設利用者や従業員が新型コロナウイルスに感染し、やむなく営業を停止した場合
- ・施設利用者や従業員が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合
- ・新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合

【融資対象】

病院、老健・介護医療院、診療所・助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業など

【融資限度額】

病院：7.2億円（無担保3億円）、老健・介護医療院：1億円（無担保1億円）、
診療所・助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業など：4000万円（無担保4000万円）

【融資期間】

10年以内（※据置期間は5年以内）、

【利率】

当初5年間：1億円まで無利子・1億円超の部分は0.2%、6年目以降：0.2%

【既往貸付への対応】

当面6か月間の元利金のお支払いについて、返済猶予について相談により対応

【問い合わせ先】

新規貸付：独立行政法人福祉医療機構 東京本部 福祉医療貸付部医療審査課 03-3438-9940

既往貸付：独立行政法人福祉医療機構 東京本部 顧客業務部顧客業務課 03-3438-9939

※詳細については、独立行政法人 福祉医療機構ホームページ

(https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/) をご覧ください。

● セーフティネット資金 (中小企業庁・三重県)

※利用には事業所の所在地等の市町長の認定が必要です(各市町の商工課等にお問い合わせください)。

◎保証4号(指定期間：2/18～6/1)・保証5号(指定期間：現業種は～6/30)

【融資対象者】

【保証4号】全業種。売上高減少前年比 1ヵ月実績+2ヶ月見込で20%以上

【保証5号】指定業種のみ(令和2年4月10日～令和2年6月30日までの指定期間において、一般病院・精神科病院・有床診療所・無床診療所・歯科診療所が指定業種に追加)。
売上高減少前年比 1ヵ月実績+2ヶ月見込で5%以上

【融資限度額】

8000万円(※中小企業等) ※保証4号および5号で合算金額

【融資期間】

10年以内(※新型コロナウイルス感染症の影響の場合、据置期間が2年間延長される)

【利率】

金融機関所定利率(金融機関が決定) ※政府で一定期間の猶予等を検討中

【保証枠】

一般保証枠とは別枠の特別保証(保証4号および5号で合算金額)最大2.8億円(うち無担保分8000万円)

【保証利率】

事業者負担：【保証4号】0.20%(※新型コロナウイルス感染症の影響の場合)

【保証5号】0.24%(※新型コロナウイルス感染症の影響の場合)

県補助：【保証4号】0.70%(※新型コロナウイルス感染症の影響の場合)

【保証5号】0.44%(※新型コロナウイルス感染症の影響の場合)

【保証割合】

【保証4号】信用保証協会が100%保障

【保証5号】信用保証協会が80%保障(金融機関が20%責任共有)

【問い合わせ先】

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 金融支援班 059-224-2447

※詳細については、三重県のホームページ

(<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400019.htm>) をご覧ください。

◎危機関連保証(指定期間：2/1～R3/1/31)

【融資対象者】

全業種。売上高減少前年比 1ヵ月実績+2ヶ月見込で15%以上

【融資限度額】

8000万円(※中小企業等)

【融資期間】

10年以内(※新型コロナウイルス感染症の影響の場合、据置期間が2年間延長される)

【利率】

金融機関所定利率(金融機関が決定) ※政府で一定期間の猶予等を検討中

【保証枠】

一般保証枠および保証4号・5号とは更に別枠の特別保証

最大2.8億円(うち無担保分8000万円)

【保証利率】

事業者負担：0.20%(※新型コロナウイルス感染症の影響の場合)

県補助：0.60%(※新型コロナウイルス感染症の影響の場合)

【保証割合】

信用保証協会が100%保障

【問い合わせ先】

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 金融支援班 059-224-2447

※詳細については、三重県のホームページ

(<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400019.htm>) をご覧ください。